

平成 30 年 7 月豪雨災害に伴う
工事成績評定の取扱いについて（お知らせ）

令和元年 7 月 5 日
安 芸 高 田 市

平成 30 年 7 月豪雨災害に伴う工事成績評定の取扱いについてお知らせします。

1 内容

工事成績評定については、原則として 1 件の請負代金額が 500 万円以上の土木工事を対象としていますが、平成 30 年 7 月豪雨災害に伴う災害復旧工事又は災害に関連する維持修繕工事（河川浚渫等）については、原則として 1 件の請負代金額が 3,500 万円以上の土木工事を成績評定の対象とします。

ただし、1 件の請負代金額が 500 万円以上 3,500 万円未満の工事について、受注者から、契約後速やかに当該工事の評定を希望する旨を記載した工事打合せ簿が提出された場合は、評定の対象とします。

また、この取扱いに基づき評定の対象外とした工事については、変更契約により 3,500 万円以上になった場合も、評定の対象としません。

2 施行期日

令和元年 7 月 10 日以降に指名・公告する建設工事から適用します。

なお、1 件の請負代金額が 500 万円以上 3,500 万円未満の既発注の災害復旧工事等について、変更契約により 3,500 万円以上になった場合も、評定の対象としません。

災害復旧工事等^{※1}に係る成績評定及び中間検査の取扱い(R1.7.10～)

請負代金額	成績評定の取扱い			中間検査の回数		
	通常工事	災害復旧工事等	災害復旧工事等 (随契緊急対応 ^{※2})	通常工事	災害復旧工事等	災害復旧工事等 (随契緊急対応 ^{※2})
500万円未満	対象外	対象外	対象外	0回	0回	0回
500万円以上 ～1,000万円未満	対象	対象外 ^{※3}	対象外	0回	0回	0回
1,000万円以上 ～3,500万円未満	対象	対象外 ^{※3}	対象外	1回	0回	0回
3,500万円以上 ～1億円未満	対象	対象	対象外	1回	1回	0回
1億円以上	対象	対象	対象外	2回	1回	0回

※1 平成30年7月豪雨災害に伴う災害復旧工事又は災害に関連する維持修繕工事(河川浚渫等)

※2 災害発生直後に被災箇所にて緊急対応した随意契約の工事

※3 受注者が、契約後速やかに当該工事の評定を希望した場合は評定の対象とする。
当該工事に変更契約で3,500万円以上となった場合は、評定の対象外とする。